

第 1 号議案から
第 20 号議案まで 平成25年度一般会計予算及び特別会計予算

平成 25 年 2 月
第 10 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成25年度福岡県一般会計予算	1
2	平成25年度福岡県財政調整基金特別会計予算	19
3	平成25年度福岡県公債管理特別会計予算	21
4	平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	25
5	平成25年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	29
6	平成25年度福岡県災害救助基金特別会計予算	33
7	平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	35
8	平成25年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	39
9	平成25年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	43
10	平成25年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	47
11	平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	51
12	平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	55
13	平成25年度福岡県河川開発事業特別会計予算	57
14	平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	67
15	平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	71
16	平成25年度福岡県住宅管理特別会計予算	81
17	平成25年度福岡県病院事業会計予算	85
18	平成25年度福岡県電気事業会計予算	89

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成25年度福岡県工業用水道事業会計予算.....	93
20	平成25年度福岡県工業用地造成事業会計予算.....	97

一 般 会 計

第 1 号議案

平成25年度福岡県一般会計予算

平成25年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,631,703,467 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		491,460,118
	1 県 民 税	187,598,291
	2 事 業 税	82,603,491
	3 地 方 消 費 税	92,371,700
	4 不 動 産 取 得 税	14,471,745
	5 県 た ば こ 税	8,349,196
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,082,802
	7 自 動 車 取 得 税	7,361,968
	8 軽 油 引 取 税	37,920,008
	9 自 動 車 税	59,488,757
	10 鉱 区 税	6,462
11 狩 猟 税	35,497	

款	項	金額
	12 産 業 廃 棄 物 税	169,340
	13 旧 法 に よ る 税	861
2 地 方 消 費 税 清 算 金		96,651,635
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	96,651,635
3 地 方 譲 与 税		73,387,488
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	68,924,493
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,415,620
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	233,767
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	813,608
4 地 方 特 例 交 付 金		1,502,279
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,502,279
5 地 方 交 付 税		274,528,378
	1 地 方 交 付 税	274,528,378
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,541,218

	1 交通安全対策特別交付金	1,541,218
7 分担金及び負担金		8,371,159
	1 分担金	217,187
	2 負担金	8,153,972
8 使用料及び手数料		9,654,219
	1 使用料	1,569,442
	2 手数料	8,084,777
9 国庫支出金		199,600,140
	1 国庫負担金	109,581,061
	2 国庫補助金	84,284,584
	3 委託金	5,734,495
10 財産収入		2,932,172
	1 財産運用収入	1,873,984
	2 財産売却収入	1,058,188
11 寄附金		30,200

款	項	金額
	1 寄 附 金	30,200
12 繰 入 金		71,541,982
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,196,225
	2 基 金 繰 入 金	67,345,757
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		137,344,178
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,978,460
	2 県 預 金 利 子	28,825
	3 公営企業貸付金元利収入	2,400,480
	4 貸 付 金 元 利 収 入	117,897,311
	5 受 託 事 業 収 入	2,263,981
	6 収 益 事 業 収 入	6,844,998
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	83,087

	8 雑 入	5,847,036
15 県 債		263,158,300
	1 県 債	263,158,300
歳 入 合 計		1,631,703,467

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,845,558
	1 議 会 費	2,845,558
2 総 務 費		49,504,271
	1 総 務 管 理 費	23,274,078
	2 企 画 費	4,152,211
	3 徴 税 費	14,799,865
	4 市 町 村 振 興 費	2,420,019
	5 選 挙 費	1,816,968

款	項	金額
	6 防 災 費	1,430,472
	7 統 計 調 査 費	999,574
	8 人 事 委 員 會 費	257,346
	9 監 査 委 員 費	353,738
3 保 健 費		213,492,382
	1 保 健 企 画 費	7,904,651
	2 健 康 对 策 費	13,612,617
	3 生 活 衛 生 費	2,451,107
	4 医 藥 費	8,226,129
	5 医 療 介 護 費	171,310,062
	6 高 齡 者 支 援 費	9,987,816
4 環 境 費		3,880,470
	1 環 境 費	3,880,470
5 生 活 勞 働 費		151,429,938

	1 県 民 生 活 費	4,786,352
	2 福 祉 企 画 費	2,980,405
	3 児 童 家 庭 費	48,204,757
	4 障 害 者 福 祉 費	35,738,322
	5 生 活 保 護 費	40,788,785
	6 社 会 福 祉 費	9,842,717
	7 労 働 企 画 費	2,270,086
	8 職 業 訓 練 費	4,267,459
	9 失 業 対 策 費	2,288,896
	10 労 働 委 員 会 費	262,159
6 農 林 水 産 業 費		58,674,621
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	5,684,243
	2 農 業 費	10,274,590
	3 畜 産 業 費	1,146,111
	4 農 地 費	22,274,154

款	項	金額
	5 林業費	14,934,235
	6 水産業費	4,361,288
7 商工費		121,702,417
	1 商業費	115,335,249
	2 工鉱業費	6,059,824
	3 観光費	307,344
8 県土整備費		133,081,793
	1 県土整備企画費	3,948,592
	2 道路橋りょう費	59,241,828
	3 河川海岸費	37,743,651
	4 港湾費	3,601,144
	5 都市計画費	17,761,343
	6 住宅費	6,575,425
	7 河川総合開発等事業費	2,474,993

	8 水 資 源 对 策 費	1,734,817
9 警 察 費		122,801,851
	1 警 察 管 理 費	119,711,648
	2 警 察 活 動 費	3,090,203
10 教 育 費		404,542,578
	1 教 育 総 務 費	43,402,711
	2 小 学 校 費	132,155,530
	3 中 学 校 費	78,783,224
	4 高 等 学 校 費	63,034,840
	5 特 別 支 援 学 校 費	28,071,002
	6 社 会 教 育 費	3,606,556
	7 保 健 体 育 費	1,958,946
	8 大 学 費	10,270,525
	9 私 立 学 校 費	43,259,244
11 災 害 復 旧 費		5,033,799

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	2,091,344
	2 土木施設災害復旧費	2,942,455
12 公債費		206,025,894
	1 公債費	206,025,894
13 諸支出金		158,487,895
	1 利子割交付金等	156,087,895
	2 公営企業貸付金	2,400,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		1,631,703,467

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	平成26年度から 平成27年度まで	425,596千円
総合庁舎冷暖房設備更新費	平成26年度	92,151千円
消防学校整備費	平成26年度	174,359千円
粕屋新光園改築費	平成26年度から 平成27年度まで	842,565千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成25年度から 平成36年度まで	2,400千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成25年度から 平成39年度まで	1,794,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成25年度から 平成38年度まで	132,000千円
グリーンアジア国際戦略総合特区推進資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成25年度から 平成41年度まで	20,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成26年度から 平成46年度まで	129,213千円 ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 1,250,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成26年度から 平成36年度まで	2,126千円 ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成26年度から 平成41年度まで	19,841千円 ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 200,000千円

事 項	期 間	限 度	額
農林漁業災害対策資金利子補給	平成26年度から 平成31年度まで	ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 360,000千円	4,130千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成25年度から 平成33年度まで		1,170千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成26年度から 平成46年度まで	ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	17,364千円
農地利用推進事業損失補償	平成25年度から 平成31年度まで		567,600千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成26年度から 平成50年度まで	ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,851千円
畜産経営維持緊急支援資金利子補給	平成26年度から 平成50年度まで	ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 1,012,000千円	18,038千円
漁業近代化資金利子補給	平成26年度から 平成41年度まで	ただし、平成25年度利子補給対象融資限度額 800,000千円	51,388千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成25年度から 平成45年度まで	建設資金借入金25,079,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成25年度から 平成35年度まで	業務資金借入金7,162,672千円及び利子に相当する額	
道 路 改 良 費	平成26年度から 平成28年度まで		12,863,000千円
道 路 改 築 費	平成26年度		1,138,000千円
橋 り よ う 補 修 費	平成26年度		100,000千円
橋 り よ う 架 換 費	平成26年度		80,000千円

広域河川改修費	平成26年度	255,786千円
有明高潮対策事業費	平成26年度	64,400千円
街路事業費	平成26年度から 平成27年度まで	2,303,800千円
都市公園施設費	平成26年度から 平成27年度まで	2,469,379千円
公営住宅建設費	平成26年度	2,372,340千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成26年度	131,263千円
老朽校舎改築費	平成26年度	2,772,852千円
施設充実費	平成26年度	52,238千円
体育館建設費	平成26年度	837,058千円
校地整備費	平成26年度	236,850千円
学校環境整備費	平成26年度	42,888千円
特別支援学校整備費	平成26年度	428,845千円
美術館整備費	平成26年度	163,965千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港事業負担金	676,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
保健施設整備事業費	3,186,400			
自然公園整備事業費	57,000			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	1,336,000			
農業事業費	765,000			
農地事業費	4,689,500			
林道事業費	1,358,700			
治山事業費	2,839,800			
水産事業費	478,500			
商工施設整備事業費	10,300			
河川事業費	12,352,600			
砂防事業費	3,278,000			

海 岸 事 業 費	532,200		
港 灣 事 業 費	854,000		
都 市 計 画 事 業 費	3,331,200		
道 路 事 業 費	28,768,900		
直 轄 事 業 負 担 金	13,345,600		
公 營 住 宅 建 設 事 業 費	3,389,600		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	2,571,600		
教 育 施 設 整 備 事 業 費	13,174,900		
災 害 復 旧 事 業 費	1,446,900		
退 職 手 当	18,500,000		
臨 時 財 政 对 策	146,186,000		
計	263,158,300		

特 別 会 計



第 2 号議案

平成25年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成25年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,070 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		42,070
	1 財 産 運 用 収 入	42,070
歳 入 合 計		42,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		42,070
	1 積 立 金	42,070
歳 出 合 計		42,070

第 3 号議案

平成25年度福岡県公債管理特別会計予算

平成25年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 567,286,934 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		291,556,733
	1 一般会計繰入金	205,968,732
	2 基金繰入金	85,588,001
2 県債		272,075,000
	1 県債	272,075,000
3 財産収入		3,655,201
	1 財産運用収入	3,655,201
歳入合計		567,286,934

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		567,286,934
	1 公 債 費	567,286,934
歳 出 合 計		567,286,934

第 4 号議案

平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,354 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		37,353
	1 諸 収 入	37,353
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		37,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		205
	1 事 務 費	205
2 繰 出 金		37,149
	1 一 般 会 計 繰 出 金	37,149

歳 出 合 計	37,354
---------	--------

第 5 号議案

平成25年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,070,898千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		356,922
	1 諸 収 入	356,922
2 繰 入 金		8,166
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,166
3 繰 越 金		705,810
	1 繰 越 金	705,810
歳 入 合 計		1,070,898

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費		1,070,898
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	1,070,898

歳 出 合 計	1,070,898
---------	-----------

第 6 号議案

平成25年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成25年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,726 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,726
	1 財 産 運 用 収 入	15,726
歳 入 合 計		15,726

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		15,726
	1 基 金 積 立 金	15,726
歳 出 合 計		15,726

第 7 号議案

平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 215,319 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		40,403
	1 一 般 会 計 繰 入 金	40,403
2 繰 越 金		50,661
	1 繰 越 金	50,661
3 諸 収 入		48,371
	1 諸 収 入	48,371
4 県 債		75,884
	1 県 債	75,884
歳 入 合 計		215,319

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		215,319
	1 就農支援資金貸付事業費	215,319
歳 出 合 計		215,319

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付事業費	75,884	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 8 号議案

平成25年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

平成25年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 335,498 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成25年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		200
	1 国庫補助金	200
3 財産収入		8,741
	1 財産売却収入	8,741
4 繰入金		309,640
	1 一般会計繰入金	309,640
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		6,879
	1 雑収入	6,879

7 県	債	10,000
	1 県	債 10,000
歳 入 合 計		335,498

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		335,498
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	335,498
歳 出 合 計		335,498

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100 円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成25年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 9 号議案

平成25年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成25年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,554 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,237
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,237
2 繰 越 金		119,422
	1 繰 越 金	119,422
3 諸 収 入		30,895
	1 諸 収 入	30,895
歳 入 合 計		151,554

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		151,554
	1 林業改善資金助成事業費	151,554

歳 出 合 計	151,554
---------	---------

第 10 号議案

平成25年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成25年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,676 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,673
	1 一般会計繰入金	2,673
2 繰越金		52,087
	1 繰越金	52,087
3 諸収入		118,916
	1 諸収入	118,916
歳入合計		173,676

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金費		173,676
	1 沿岸漁業改善資金費	173,676

歲 出 合 計	173,676
---------	---------

第 11 号議案

平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,463,782 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		106,237
	1 一般会計繰入金	106,237
2 諸収入		952,297
	1 雑入	952,297
3 繰越金		1,405,248
	1 繰越金	1,405,248
歳入合計		2,463,782

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		1,512,620
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	1,512,620

2 公 債 費		951,162
	1 公 債 費	951,162
歲 出 合 計		2,463,782

第 12 号議案

平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,958 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		12,958
	1 財 産 運 用 収 入	12,958
歳 入 合 計		12,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		12,958
	1 積 立 金	12,958
歳 出 合 計		12,958

第 13 号議案

平成25年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成25年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,781,695 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成25年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		7,821,192
	1 国庫補助金	2,105,753
	2 分担金及び負担金	3,416,952
	3 繰入金	297,187
	4 県債	1,928,300
	5 諸収入	73,000
2 碓川開発事業費収入		4,960,503
	1 国庫補助金	1,700,070
	2 分担金及び負担金	1,329,414
	3 繰入金	364,819
	4 県債	1,566,200
歳 入	合 計	12,781,695

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費		7,821,192
	1 那珂川開発事業費	7,821,192
2 祓川開発事業費		4,960,503
	1 祓川開発事業費	4,960,503
歳 出 合 計		12,781,695

第2表 継 続 費
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	111,773,487	63	150,000	111,994,679	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
		11	764,463	11	764,463			

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,804,402		24	5,804,402
				25	11,200,000		25	7,821,192
				26	12,200,000		26	12,200,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	13,602,171		29	17,202,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	73,006,196	2	156,221	73,266,699	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,165,040		24	7,165,040
				25	7,400,000		25	4,960,503
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	6,190,370		29	8,890,370

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	1,928,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
祓川開発事業費	1,566,200			
計	3,494,500			

第 14 号議案

平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,977,460 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成25年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		485,815
	1 使用料	485,815
2 繰入金		2,883,187
	1 一般会計繰入金	1,812,987
	2 基金繰入金	1,070,200
3 県債		11,141,700
	1 県債	11,141,700
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000

6 財 產 收 入		458,756
	1 財 產 運 用 收 入	7,256
	2 財 產 売 払 收 入	451,500
歳 入 合 計		14,977,460

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		4,925,734
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	4,925,734
2 公 債 費		10,051,726
	1 公 債 費	10,051,726
歳 出 合 計		14,977,460

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	6,117,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,991,061 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成25年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		8,095,475
	1 分担金及び負担金	4,455,764
	2 国庫補助金	1,818,770
	3 繰入金	560,266
	4 県債	860,600
	5 使用料	75
	6 繰越金	400,000
2 多々良川流域下水道 事業費収入		4,072,869
	1 分担金及び負担金	1,630,748
	2 国庫補助金	500,350
	3 繰入金	271,796
	4 県債	470,900

	5 使 用 料	873
	6 繰 越 金	1,198,202
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		2,012,180
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	729,569
	2 国 庫 補 助 金	454,478
	3 繰 入 金	112,037
	4 県 債	257,200
	5 諸 収 入	335,928
	6 使 用 料	46
	7 繰 越 金	122,922
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		840,000
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	431,013
	2 国 庫 補 助 金	33,502
	3 繰 入 金	92,951
	4 県 債	69,300

款	項	金額
	5 繰越金	213,234
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		1,641,787
	1 分担金及び負担金	664,431
	2 国庫補助金	286,948
	3 繰入金	230,803
	4 県債	194,800
	5 使用料	4
	6 繰越金	264,801
6 遠賀川下流流域下水道事業費収入		1,070,301
	1 分担金及び負担金	683,759
	2 国庫補助金	39,100
	3 繰入金	211,305
	4 県債	113,800
	5 繰越金	22,337

7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,852,222
	1 分担金及び負担金	552,292
	2 国庫補助金	610,660
	3 繰入金	340,002
	4 県債	270,100
	5 諸収入	79,153
	6 使用料	15
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,346,570
	1 分担金及び負担金	452,014
	2 国庫補助金	381,997
	3 繰入金	224,850
	4 県債	243,100
	5 諸収入	44,609
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		59,657
	1 分担金及び負担金	20,234

款	項	金額
	2 繰入金	19,223
	3 県債	20,200
歳入合計		20,991,061

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		8,095,475
	1 御笠川那珂川流域下水道費	8,095,475
2 多々良川流域下水道費		4,072,869
	1 多々良川流域下水道費	4,072,869
3 宝満川流域下水道費		2,012,180
	1 宝満川流域下水道費	2,012,180
4 宝満川上流流域下水道費		840,000
	1 宝満川上流流域下水道費	840,000

5	筑後川中流右岸流域下水道費 業		1,641,787
		1	筑後川中流右岸流域下水道費 業
6	遠賀川下流流域下水道費 業		1,070,301
		1	遠賀川下流流域下水道費 業
7	矢部川流域下水道費 業		1,852,222
		1	矢部川流域下水道費 業
8	遠賀川中流流域下水道費 業		1,346,570
		1	遠賀川中流流域下水道費 業
9	明星寺川雨水流域下水道費 業		59,657
		1	明星寺川雨水流域下水道費 業
歳 出 合 計			20,991,061

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成26年度		2,793,900千円
多々良川流域下水道建設費	平成26年度		878,200千円
宝満川流域下水道建設費	平成26年度		839,900千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成26年度から 平成27年度まで		369,705千円
矢部川流域下水道建設費	平成26年度		1,526,596千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成26年度		109,000千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	1,958,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

平成25年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成25年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,555,028 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県営住宅管理費収入		6,454,920
	1 使用料	6,381,975
	2 繰越金	61,938
	3 諸収入	11,006
	4 財産売却収入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		100,108
	1 繰越金	1
	2 諸収入	100,107
歳入	合計	6,555,028

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,414,817
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,414,817
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		90,211
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	90,211
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,555,028

公 營 企 業 会 計



第 17 号議案

平成25年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患者延人員 | (入院患者 | 94,900 人 | 外来患者 | 38,220 人) |
| (3) 一日平均患者数 | (入院患者 | 260 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,412,676 千円
第 1 項 医業収益		2,028,810 千円
第 2 項 医業外収益		383,269 千円
第 3 項 特別利益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,528,043 千円
第1項 医業費用	2,400,915 千円
第2項 医業外費用	122,651 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

134,993 千円は過年度分損益勘定留保資金 134,993 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	203,655 千円
第1項 負担金	203,655 千円

支 出

第1款 資本的支出	338,648 千円
第1項 建設改良費	33,166 千円
第2項 企業債償還金	305,482 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,996 千円

平成25年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 18 号議案

平成25年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,571,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		481,060 千円
第 1 項 営業収益		476,098 千円
第 2 項 財務収益		4,686 千円
第 3 項 事業外収益		276 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		480,015 千円
第 1 項 営業費用		458,525 千円

第2項 財務費用	3,987 千円
第3項 事業外費用	12,503 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,073千円は過年度分損益勘定留保資金71,138千円及び繰越利益剰余金処分額7,935千円で補てんするものとする。）。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	0 千円	
第1款 資本的支出		79,073 千円
第1項 建設改良費		66,138 千円
第2項 企業債償還金		7,935 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 171,087 千円

(2) 交際費 215 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 19 号議案

平成25年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 50事業所
- (2) 総 給 水 量 39,858,000立方メートル
- (3) 一日平均給水量 109,200立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			1,594,837 千円
第 1 項 営 業 収 益			1,592,023 千円
第 2 項 営 業 外 収 益			2,814 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,408,776 千円

第1項 営業費用	1,263,217 千円
第2項 営業外費用	125,559 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額608,309千円は過年度分損益勘定留保資金586,744千円及び繰越利益剰余金処分額21,565千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		12,069 千円
第1項 受託金		12,069 千円
	支	出
第1款 資本的支出		620,378 千円
第1項 建設改良費		267,462 千円
第2項 企業債償還金		342,916 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 195,496 千円

(2) 交際費 128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

福岡県知事 小川 洋

第 20 号議案

平成25年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------|---------------|
| (1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 68,000平方メートル |
| (2) 磯光内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 188,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			20,993 千円
第 1 項 営業収益			20,482 千円
第 2 項 営業外収益			511 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			86,754 千円
第 1 項 営業費用			86,272 千円

第2項 営業外費用

482 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			2,400,000 千円
第1項 他会計借入金			2,400,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			2,400,000 千円
第1項 他会計借入金償還金			2,400,000 千円
(一時借入金)			

第5条 一時借入金の限度額は、6,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	32,822 千円
(2) 交際費	457 千円

平成25年 2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

